



トラックの過積載防止キャンペーンで取締りを実施

～ 2024年問題で持続可能な物流の実現を目指しキャンペーンでの取組を強化 ～

広島運輸支局では、広島県警察など広島県過積載防止対策連絡会議※の構成機関と協働して、令和6年11月7日に東広島市西条町の国土交通省西条管理所にて過積載防止キャンペーンを実施します。このキャンペーンでは、トラックの運転者へ過積載運行防止を呼びかける啓発活動に加え、過積載違反が疑われる車両の重量測定を行い、違法車両の取締りを実施します。

過積載による運送は、ブレーキの効き具合の低下による重大な事故原因になるとともに、道路を劣化させる主な原因となります。このため、広島県過積載防止対策連絡会議では、ドライバーの意識向上を図り、過積載運行を撲滅するための街頭キャンペーンを平成8年より実施しています。

今年は、いよいよトラックドライバーの労働時間規制強化が始まり、ドライバー不足を一因とした過積載の発生防止をより強力に進める必要があることから、啓発活動に加え、過積載違反車両の取締りを実施して、このキャンペーンでの取組を強化します。

【キャンペーン実施概要】

1. 実施日時及び場所

- ・ 日時：令和6年11月7日（木）午後2時00分から
- ・ 場所：東広島市西条町下三永 一般国道2号下り（国土交通省西条管理所）
※小雨決行。荒天の場合は中止します（実施の有無は、下記問合せ先に御確認ください）

2. 実施内容等

- ・ 通行するトラックのドライバーにチラシとグッズを配り、過積載運行防止を呼びかけます。
- ・ 過積載が疑われる車両は重量測定を行い違法車両の取締りを警察とともに行います。
- ・ さらに今回は広島国道事務所が実施する特殊車両の指導取締りも同時に行います。

3. その他

- ・ 実施状況を撮影される場合は、処分等を伴う可能性がありますので、個人情報等の取扱いに御留意ください。

※ 広島県過積載防止対策連絡会議の構成機関

中国運輸局広島運輸支局
広島県警察本部、広島労働局
中国地方整備局広島国道事務所
中国地方整備局福山河川国道事務所
中国地方整備局三次河川国道事務所
広島県、広島市、西日本高速道路（株）中国支社
本州四国連絡高速道路（株）しまなみ尾道管理センター
広島高速道路公社、（公社）広島県トラック協会
独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部
以上、13機関

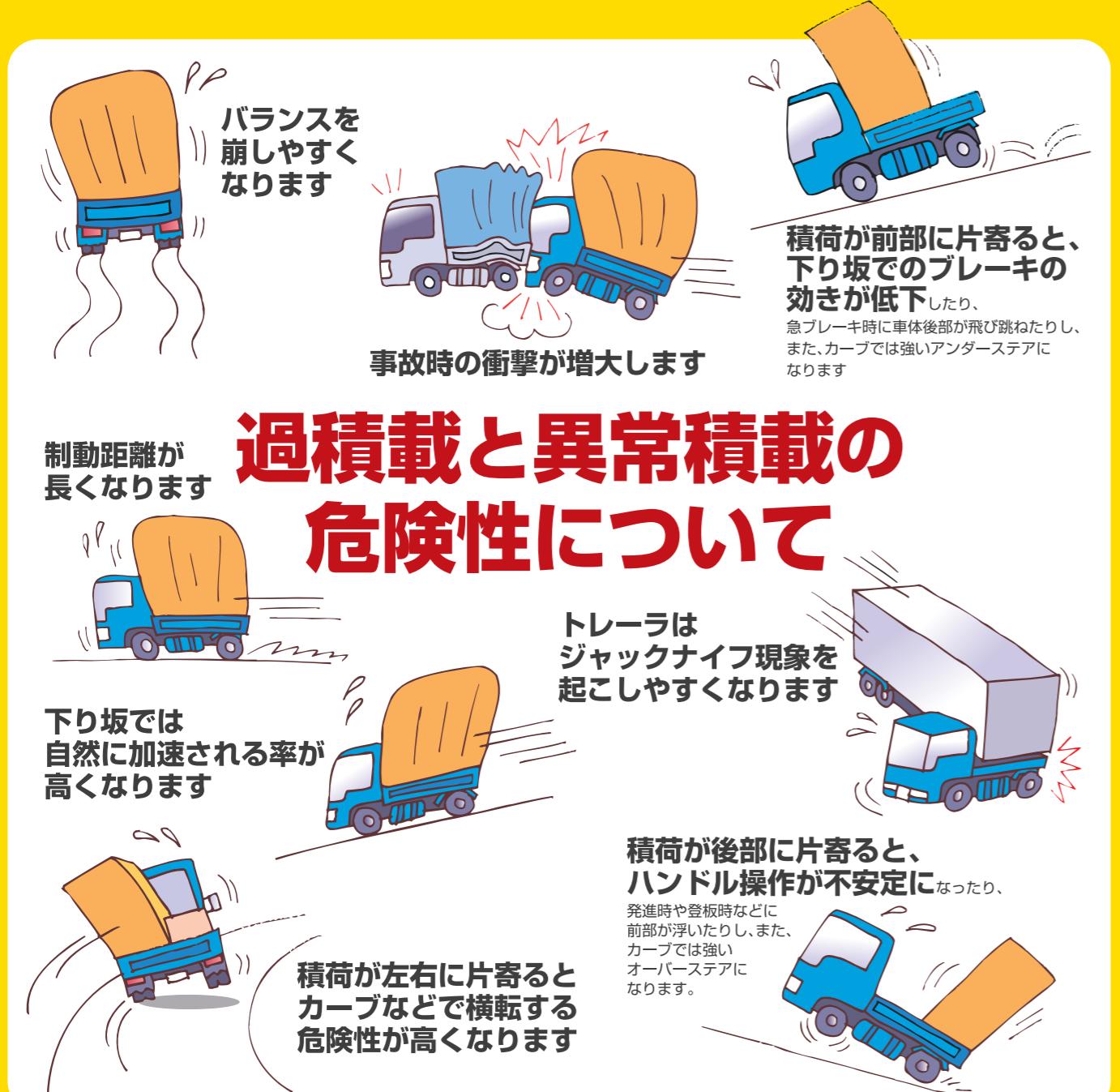


キャンペーン実施の様子（R6.6 実施時）



問合せ先

広島県過積載防止対策連絡会議 事務局
中国運輸局広島運輸支局 輸送・監査担当
担当者：藤本・富川
TEL 082-233-9167
時間外 080-2924-9249



トラックの
最大積載量を
ご存知ですか？

トラックの最大積載量とは、自動車検査証の最大積載量欄に記載された重量で、この重量を超える積載をすることはできません。この最大積載量は同じ形をしたトラックでもさまざまな装備を行うことにより異なることがあります。例えば、平ボディー車で通常最大積載量が4トン(いわゆる4トン車)でも以下の装備を行うと最大積載量は2.5トン程度になります。

・燃料タンクの増設、ユニック装備、ウイング、冷蔵冷凍機の装着

※このような場合、自動車検査証の記載事項の変更が必要となるとともに、構造等変更検査が必要となることもあります。

過積載をやめて環境にやさしい輸送を!

「しない・させない・頼まない 過積載」

広島県過積載防止対策連絡会議

広島県警察本部 広島労働局 中国運輸局広島運輸支局 独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部 中国地方整備局広島国道事務所
中国地方整備局福山河川国道事務所 中国地方整備局三次河川国道事務所 広島県 広島市 西日本高速道路株式会社中国支社
本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター 広島高速道路公社 公益社団法人広島県トラック協会

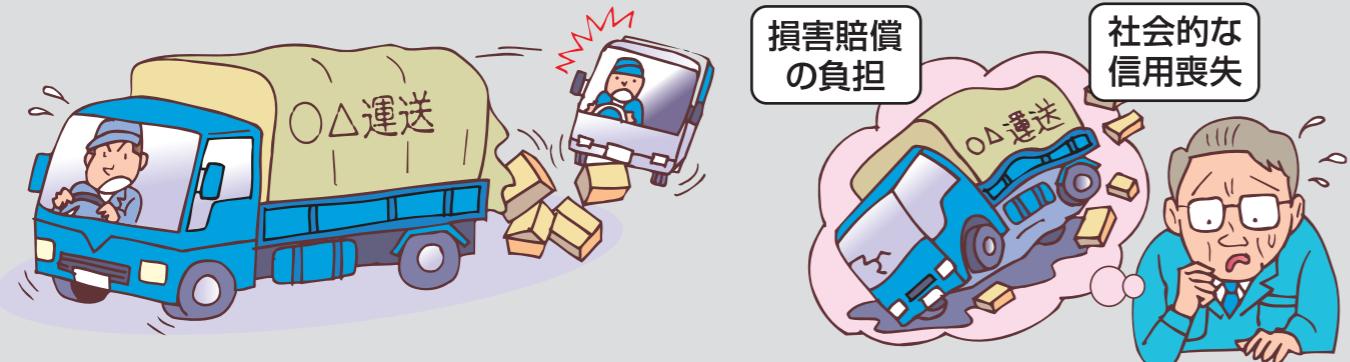
過積載
すべての人にペナルティ

重大な事故を誘発する過労運転や過積載運行等の違反に関しては、運転者、使用者だけでなく、荷主への罰則など、当該トラック輸送に関係した全ての人に責任がおよびます。



過積載 運行は…

重大事故を誘発する過労運転や過積載
運転者、使用者だけでなく、荷主の責任
(トラック運送事業者)
全ての人に責任がおよびます。



重大事故の原因にもなり、
制動力の低下やバランスを
崩しやすくなります。

重大事故を引き起こすと、
事業経営に重い負担となります。
死傷者を伴う重大事故を引き起こすと、損害賠償等多大な
負担をこうむるばかりでなく、社会的信用を失うことになります。

運行等の違反に関しては、
も追求されるなど、当該トラック輸送に関係した



また、車両コストの増大と
燃費の低下につながります。
車両自体の寿命を縮め、ランニングコストの増大を招き、
経営負担増やエネルギーの無駄使いにつながります。



その他、環境、道路にも
悪い影響を与えます。

すべての人にペナルティ

事業者への罰則 「過積載関係」行政処分等の基準(貨物自動車運送事業法)

◆違反の回数と日車

過積載による運送の引受	初回	2回目	3回目以降
過積載の程度が5割未満のもの	10日車	20日車	40日車
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車	40日車	80日車
過積載の程度が10割以上のもの	30日車	60日車	120日車

◆処分の回数とその内容

初回	2回目	3回目	4回目	5回目
車両停止	車両停止	車両停止	車両停止	
—	—	輸送の安全確保命令	輸送の安全確保命令	許可取消

運行管理者への罰則 運行管理者の資格取消し(貨物自動車運送事業法)

運行管理者の業務についての法令違反があり、かつ、次のような場合等は、運行管理者資格者証の返納命令が発令され、資格が取消されます。

- 運転者に過積載運行や速度違反等を指示、または容認した場合
- 運行の安全に関する違反で120日車以上の車両停止処分を受けた場合

乗務員への罰則 違反点数及び反則金(道路交通法)

※6点は免許停止処分、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金(第118条第2項第1号)

過積載の程度	大型車(中型車・準中型車を含む。)		普通車	
10割以上	*6点	*罰則適用	3点	3万5千円
5~10割未満	3点	4万円	2点	3万円
5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円

・車両の停止と積載物の重量の測定等

・過積載車両に係る措置命令及び通行指示(従わない場合は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金)

荷主への罰則 過積載車両の運転の要求等の禁止(道路交通法)

道路交通法において、荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません(道路交通法第58条の5第1項)。これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再発防止命令」(道路交通法第58条の5第2項)が出されます。

罰則 → 再発防止命令に違反すると、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金が課せられます。

荷主勧告の積極的な発動(貨物自動車運送事業法)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、

- どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合。
- 過積載となることがわかつていいながら過積載運行を要求した場合。

勧告 → 荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告します。

